

としはる通信

2 0 0 7 . 6

No. 2 2

編集、発行
川村俊治
〒258-0111
山北町向原
17-10
75-0928
E-Mail
t-kawamu@mv
d.biglobe.ne.jp



ごあいさし

梅雨入りが発表されましたが暑い日が続いています。今年は猛暑が予想されていますので、くれぐれもご自愛ください。

4月22日の議会議員選挙では、皆様方の力強いご支援をいただき、再び議会にお送りいただきましたことを厚くお礼申し上げます。皆様方の付託に応えられるよう努力してまいりますので、引き続きご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。さて、6月12日から14日までの3日間山北町議会第2回定例会が開催されました。速報としていつものようにお知らせしてまいります。ご一読いただいでご意見などもお寄せいただけますようお願い申し上げます。



川村としはる (俊治)

一般質問

高松地区振興策の進捗状況はどうか

3月議会に引き続き、高松山畜産団地整備構想の進捗状況について質問しました。

質問 事業主体となる会社との関係修復はできたのか。

答弁 高松地区振興は畜産団地整備構想と中山間保全整備事業の2点を課題として全力で取り組んでいきます。事業主体となる会社からの辞退申し入れに対しては、基本的事項の修復を文書で確認しました。今後、詳細な協議を進めていきます。

質問 事業推進のスケジュールなどはどうか。

答弁 事業規模、内容などを町で検討し、19年度に結論を出します。

質問 中山間保全整備事業の対象となる近隣市町、国との調整状況はどうか。

答弁 各市町の事情から困難な状

況となっております。今後各市町の意向を踏まえ、国・県とも連携しながら地区調査に向けて引き続き取り組んでいきます。

質問 畜産団地と中山間整備事業はセットだと理解している。もっと積極的に協力を要請してはどうか。

答弁 畜産団地の事業の検討をした上で協力を依頼します。

質問 議会や地元に対する説明をどう考えるか。

答弁 基本調査から地区調査への移行の方向性が出て、事業の実施可能性が明らかになった時点で説明します。地元の方には、要望により昨年11月に、これまでの経緯と事業を推進することを説明しました。



ハナアオイ(南足柄)

解決金5億500万円

簡保レクセンターは

建設中止の和解が成立

都夫良野地区に計画されていた日本郵政公社の「山北簡易保険総合レクレーションセンター」新設計画は、公社の民営化に伴い、建設を中止する旨の申し入れがありました(平成18年1月)。

町は郵政公社と、中止に伴う和解に向けて調整をしましたが、このたび合意に達しました。6月議会に和解についての提案があり、これを議決しました。

和解の条件は、郵政公社は解決金として山北町に5億500万円を支払う。用地(約15ha)は4850万円、山北町土地開発公社が買戻す、となっております。

解決金は付帯道路建設などに使った分、2700万円を土地開発公社に戻すほか、都夫良野地区振興のための基金等として積み立てられます。土地を買い戻す費用は土地開発公社の資金を使い、解決金は使いません。土地の買戻し金額も、郵政公社が取得した額10億5000万円を大幅に下回るもので、町当局の努力の後がうかがえます。

課設置条例を制定

職員定数の削減を柱とした機構改革と行政組織の見直しを実施するため「山北町課設置条例」が制定(議決)されました。見直しの

機構改革で部制を廃止

考え方として 部制を廃止し町の施策の方針や意思決定の迅速化、職員数の削減、課長の責任者としての意識改革と能力の向上、職員全体のレベルアップ、各課の調整を図る課(政策室)の設置、分かりやすい名称への変更、の説明がありました。

この変更により部長制を廃止し、課長制に戻すもので、町の組織は十一課、二室、一局になり、7月1日から施行されます。なお、詳細は広報やまきた7月号で周知されます。

総務環境常任委員会での論戦

この条例は総務環境常任委員会に付託され審査した結果、賛成多数で了承しました。

主な質疑は次のとおりです。(質問。答弁。で記述します) §広域行政が進む中、課長権限で対外交渉に支障はないか。十分対応できるか。 §政策室はどのような役割をするか。

重要な政策決定を所管するが、各課の役割分担を決め、政策室が取りまとめる。 §山北は諸問題を抱えている。町長は積極的に国・県に働きかけなければならない。町長として働きかける局面がなかった。必要な局面は対応する。 §今回の機構改革は第5次行革の人員削減のみに着目し、22の重点項目の課題に取り組み説明がない。広域等への対応で見直しが必要と判断した。行革の重点項目は新たな体制で行う。 §管理職の責任と権限を明確にした上で部制、課制を論じるべきでプロセスが逆だ。責任と権限は検討中。 §政策委員会を置き政策を決定するのが望ましい。政策室が調整すると町長の方針で決定され、ワンマンに陥る危険性がある。政策会議は四役と担当課長で構成する。

機構改革についての考え方

機構改革は、町の課題を掲げ、その解決のために機構・人事を見直すのが本来の姿であると考えます。今回の提案は部長を廃止することに固執し、課題解決への熱意が感じられません。私は、機構改革に対する理念や、責任と権限の所在が明確でないので、これらを明らかにして提案するべきとして反対しました。(本会議での採決は賛成8、反対5)

議会の構成

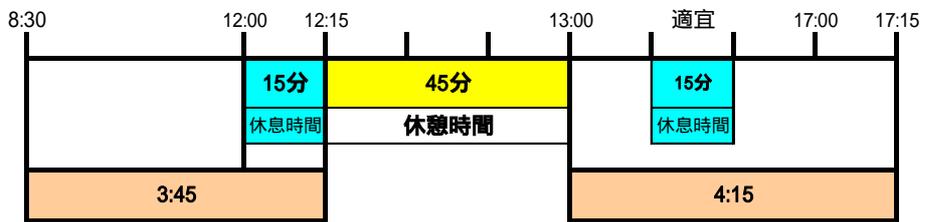
4月の選挙に伴い議会の構成が変わりました。詳細は6月1日発行の議会だよりでお知らせしたとおりです。定数が14になったこと、常任委員会が2になったことが大きな変更です。

私、川村としはるは議席番号3番、総務環境常任委員長に就任しました。また、議会運営委員会、議会だより編集委員会にも所属しています。皆様方のご意見を町政に反映するよう努力いたします。ご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

役場の勤務時間が変わります

国・県の職員の勤務時間の改正に伴い同様の措置をするものです。休息時間を廃止するので午前中の窓口業務が、12時15分までとなります。平成19年7月1日から実施されます。

現在の勤務時間 (休憩45分、休息30分)



平成19年7月1日以降の勤務時間 (休息時間の廃止)



7月1日から町の組織と勤務時間が変わります。仕事の窓口が変わることもありますのでご注意ください。